

広島県踏切道改良協議会合同会議

議事録

1. 日時 令和8年2月16日（月） 14:00～15:00

2. 場所 WEB形式

3. 議事

- (1) 踏切道の改良の取組状況の確認について
- (2) 災害時の管理方法を定めるべき踏切道の取り組み状況の確認について
- (3) 踏切道の改良後の評価について
- (4) 踏切道改良協議会合同会議設置要綱一部改正について
- (5) 踏切道の現状について（第4種踏切含む）

〈議事概要〉

- ・踏切道の改良の取組状況の確認（会議資料1）について、改良すべき踏切道一覧、個々の踏切道安全通行カルテ等を示し、各道路管理者が説明を行った。
- ・災害時の管理方法を定めるべき踏切道の取り組み状況の確認（資料2）について、各道路管理者が訓練状況の説明を行った。
- ・踏切道の改良後の評価（資料3）について、「中山踏切道」と「草津踏切道」の対策が完了したことを各道路管理者が説明し、対策効果が発現されたこと、追加対策が不要であることを確認した。
- ・広島県踏切道改良協議会合同会議設置要綱（以下、要綱）一部改正（資料4）について、要綱の別表1 改良すべき踏切関係から、改良が完了した「中山踏切道」と「草津踏切道」を抹消することについて事務局から説明し、承認を得た。
- ・踏切道の現状（会議資料5）について、第4種踏切道及び勝手横断箇所安全対策について事務局から説明を行った。

〈構成員からの意見等〉

- ・災害時の優先開放踏切について、周囲の環境変化により指定時の要件を満たさなくなった踏切があるが、要綱から削除することとなるか。（JR西日本）
→現在、踏切改良促進法において指定解除の規定はないので、法的には指定解除することができない。周囲の環境変化により指定時の要件を満たさなくなった場合は、即座に要綱から削除するのではなく、対応について慎重に判断する必要がある。（国土交通省）